令和4年2月4日(金)に発生した石塚地内建物火災について

1 火災の発生から通報に至るまで

令和4年2月4日(金)10時40分頃、近隣住民が石塚地内のA氏宅から煙が出ているのを目視しました。出火の原因は、キッチンで使用していたコンロの火が周囲の可燃物に引火したことです。A氏は出火後、近隣の夫妻に火事の発生について知らせ、夫妻と共に建物の外に避難しました。火の手がさらに強まり、出火元から隣接建物へ延焼が進んだ11時7分になって、通行人が119番通報を行いました。11時8分に、水戸市消防局城里出張所(以下城里出張所)・城里町役場担当者(以下役場担当者)・城里町消防団(以下消防団)に同時に出動の指令が下りました。出火から通報にいたるまで30分以上が経過していたと思われます。

2 火災現場における消火活動の開始

火災現場には、城里出張所の消防車が、11 時 15 分に現場に到着しました。火災建物に人が残っていないことを確認の上、消火活動を開始しました。役場担当者は11 時 17 分頃に到着しました。既に周辺の住民が火災現場付近に集まり始めていたことから、安全確保と適切な消火活動の保持のため、役場担当者が交通誘導を開始しました。その時には、出火元から周辺建物まで延焼が進んでいました。

城里出張所の消防隊は、役場担当者が現場付近の整理を行っていたこともあり、円滑に消火活動を開始することができました。その後、飯富出張所からの応援が11時24分、赤塚出張所からの応援が11時29分、北署からの応援が11時42分に到着しました。

消防団については、第1分団・第8分団員が11時20分に到着し、消火活動を開始しました。指令から12分後の参集というのは、他の仕事を持っている消防団員として、十分に速やかな参集でした。

3 消火活動

消火活動は、水戸市消防の消防車が4台と城里町消防団の消防車が2台で放水を行いました。放水にあたっては、付近の消防水利を全て利用し、4方向から放水を行いました。水戸市消防と城里町消防団の連携も円滑で効果的な消火活動ができました。そのため、建物密集地であるにもかかわらず、消火活動が開始した時点から延焼範囲を広げずに消火に至りました。

4 防災無線での放送

役場担当者等による交通誘導が行われる中、消防車が到着し、消火活動が開始した頃、火災現場付近には火災の様子を見ようとする住民が集まってきていました。火災現場付近に人が集まるのは危険であるため、11 時 29 分に石塚地区内近隣住民に対して、安全なところに避難するように防災無線で放送しました。また、13 時 3 分に防災無線にて、石塚地区内の一部が 3 0 分間程度の停電することの予告を行いました。さらに、17 時 24 分に防災無線で石塚地区住民に鎮火の報告をしました。

5 啓発活動の重要性

今回は消火活動の成功により死者・負傷者ともにありませんでした。ただし、119番通報が早ければ、より少ない建物被害で抑えられたかもしれません。火を出した当人は混乱して 119番通報していないこともあるため、「火を出したら、すぐに 119番通報すること」「通行中に火を見たら、すぐに 119番通報すること」を防災無線や広報しろさと等で広く啓発していくことします。

6 サイレンの使用方法について

(1) 現在のサイレンの使用状況

119番通報がなされると、住宅火災の場合は役場担当者・消防団員に自動音声と携帯メールにより消防署と同時刻に出動指令と火災発生場所が通知されるシステムが平成29年に構築されました。これによりサイレンを鳴らさなくても、すみやかに消防団が参集できるようになり、住宅火災の場合、サイレンを鳴らさないことが多くなっていました。今回の火災においても、このシステムにより消防署は指令から7分、消防団は指令から12分で現場に到着しています。

サイレンを鳴らすことは、広く住民に火災の発生をお知らせして避難を促すことができます。一方で、見物を目的に人が集まってしまうと怪我の危険性や消火活動に支障をきたす恐れもあります。また、夜間に広範囲でサイレンを鳴らすと、睡眠を妨げられた住民からの苦情の電話が殺到することになります。近隣自治体に聞き取ったところ、原則として防災無線のサイレンは火災の際には使用せず水害等の自然災害の際に使用する自治体や、昼間の火災の際にのみサイレンを使用し夜間においては使用しない運用を行っている自治体もございました。

城里町内においては、令和3年度に本件を含め8件の火災がありましたが、サイレンを鳴らしたことは1回、サイレンを鳴らさなかったのが7回でした。サイレンを鳴らした1回の事例は、住宅火災ではなく枯草の延焼のため前述の自動音声と携帯メールが入らなかったため、消防団の参集のためサイレンを使用しました。

(2) 今後のサイレンの使用基準

今回の火災において、住民の皆様からサイレンを鳴らして欲しいとの要望を頂き、また防災無線の使用方法についてもご指摘を頂きましたので、消防団と協議の上、今後の使用基準を以下の通りといたしました。

- ①火災の通報を受けた場合、すみやかに旧町村の範囲(常北・桂・七会)にサイレンを鳴らす。
- ②サイレン終了後に防災無線で、火災の発生場所をお知らせし、付近から離れるように(近づかないように) 注意をする
- ③消火活動中の交通規制や停電の状況について、適時防災無線で周知する。
- ④消火活動の終了後は、すみやかに防災無線で鎮火のお知らせを行う。

以上の対応は、火災の種類や発生時間に関わらず、共通の使用基準とします。

火災発生時に、城里町役場消防担当は、現場に2名・本庁舎に1名を配置し、円滑な消火活動と住民への周知 に努めます。

また、住宅火災以外の枯草の延焼などの場合も、自動音声と携帯メールが入るように設定変更をします。

以 上